

地域を見守る 民生委員・児童委員の活動

児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねることが規定されています。子育てや子どもの問題について、地域の身近な相談相手として、相談を受けています。

子どもが学校を休みがちなどことを悩んだKさんは、

民生委員に相談をしました。Kさんが近所の人とあまり話すこともなく、一人で悩んでいることを知った民生委員は、地域の人が、Kさんに声をかけてあげるように頼みました。もちろん、Kさんと話し合い、本人が納得した上でのことです。

Kさんは、声をかけてくれる近所の人とも、始めはあいさつを交わす程度でした。それが、次第に世間話や子どもの話、学校の様子などに話題が広がっていき

ました。そうしているうちに、いつの間にか、子どもが学校に行くようになったそうです。Kさんは「自分だけで解決しようとして、子どもを追い詰めていたのかもしれない。自分の気持ちにゆ

とりがでできたなら、子どもも変わってきたような気がする」と話してくれました。親をはじめ養育者は、子育て中に、いじめ、不登校、非行など子どもについて心配なことが多く、日々心を悩ますものです。そんなときは、地域の身近な相談役である民生委員に、気軽に相談してください。

基本的な次のように対応します。

◎親や子どもの考え方を尊重し、問題を解決するため、一緒に考えていきます。

◎相談内容の秘密を守ります。

◎複雑で専門的な問題については、本人に確認の上、児童相談所や関係機関を紹介しします。

平成六年から、児童問題を専門に担当する民生委員として、主任児童委員が設置されました。各地区連合町内単位に一〜二名配置されています。児童委員とともに問題解決にむけて活動しています。

◆問合せ

地域福祉課

☎ 3220局

FAX 324局